

令和7年度 全国安全週間を迎えて

ご挨拶

公益社団法人
東京労働基準協会連合会
会長 十河 英史



会員の皆様には、日頃より当連合会の業務運営につきまして一方ならぬご支援ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

第14次東京労働局労働災害防止計画の取組2年目にあたる令和6年、東京都内においては34の方が労働災害により亡くなられ、減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷者数は4年連続で1万人を超え、令和5年を上回る11,403人を数えています。同計画3年目にあたる令和7年は死亡災害の更なる減少と死傷災害を減少に転じさせるよう、労使一丸となった取組が求められます。

現在、就労現場には人手不足を背景として高齢者、外国人、フリーランスなど様々な属性の就労者が混在しております。転倒災害が多いと聞き及んでおりますが、休業4日以上となればやはり高齢の女性労働者が骨折する事案が典型例として思い浮かびます。

そのような事案では作業環境や作業方法の改善はもちろんのこと、健康指導が安全対策として被害の軽減に役立つことも考えられます。また、外国人労働者のはさまれ巻き込まれ災害が多いと伺えば、作業箇所の本質安全化や危険箇所や回避する方法の教示が不十分であったり、作業指示に関するミスコミュニケーションが原因として連想されます。外国人と接する日本人労働者には「やさしい日本語」の使用を指導してミスコミュニケーションの減少を図る必要があります。外国人に対しては日本語教育の場を企業が用意する必要もあるでしょう。

私たちは自社で働く多様な立場の人々を思いやりながら安心安全な職場を形成していかなければなりません。

令和7年度、第98回全国安全週間は、

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

をスローガンに展開されます。このスローガンにはただ今述べてきたような背景や意味が込められているものと思われます。

当連合会といたしましては、さまざまな課題を念頭に、東京労働局と連携して「第21回東京産業安全衛生大会 Safe Work TOKYO 2025」をはじめ、

- ◆ 令和7年度全国安全週間を迎えて 1
- ◆ STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン実施中 7月は重点取組期間です 10
- ◆ 令和7年度東京労働局行政運営方針(その3) 3
- ◆ 令和7年度個別労働紛争解決研修のご案内 14
- ◆ 「私の安全衛生宣言」募集! 6
- ◆ 東京労働局需給調整事業部が行うR7年度セミナー 16

さまざまな取組を展開させていただきます。また、教習機関として、各種法定講習の開催を通じて安全衛生水準の向上に寄与したいと考えております。作業に応じた資格の取得はもちろんのこと、安全管理者や安全衛生推進者など、事業場におけるキーパーソンの育成・選任も重要です。手前みそになりますが、事業場内で自律的に働くこれらのキーパーソンを育てるため、法令による選任の可否を問わず、当連合会を活用していただければ幸いです。

結びに、安全・安心、快適な職場環境の確保によ

る各企業の益々のご発展と、働く人々の安全、そして第14次東京労働局労働災害防止計画の3年目となる今年こそ、死傷災害が減少に転じることを祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。



第35回 桃樹のちよこっと用語
「私の安全衛生宣言コンクール」
とは？
答えは、この7月号のどこかに。

第98回 全国安全週間を 迎えて

東京労働局長
富田 望



公益社団法人東京労働基準協会連合会及び会員の皆様におかれましては、平素から労働行政に、格別に御理解、御協力いただいております。厚く御礼を申し上げます。

令和7年度の全国安全週間は、

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

のスローガンの下、7月1日から7日までの間、実施いたします。

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施して以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく、今年で98回目を迎えます。

この間、事業場では、労使協調の下、労働災害防止対策が展開されてまいりました。この努力により労働災害は長期的には減少してきましたが、近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加していることから、労働災害全体の件数が再び増加に転じている状況であります。

こうした状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働ける職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進する不断の努力が必要です。引き続き労使一丸となった取組が

求められているとの観点から、今年度のスローガンが決定されました。

東京都内の労働災害による死亡者数については、令和6年において34人の方の尊い命が失われています。また、令和6年の休業4日以上死傷者数は11,403人と、前年と比べ9人増加し、4年連続で1万人を超える状況となっております。

死亡災害については、建設業が全体の約3割を占め、休業4日以上死傷者数は第三次産業で増加傾向にあります。また、高年齢者の労働災害が年々増加しており、事故の型別では、最も多い「転倒」やそれに次ぐ「動作の反動・無理な動作(腰痛等)」の増加を看過できない状況です。

令和5年度から第14次東京労働局労働災害防止計画がスタートし、令和7年度は中間年の3年目となります。東京労働局の基本目標は、死亡災害、死傷災害ともに2022年と比較して2027年までに5%以上の減少です。

これら目標の達成のため、東京局においては、

- ①本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大
- ②都市開発プロジェクトに関連した安全衛生対策
- ③「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進

の3つの基本的な考え方を踏まえ、取組を推進してまいります。

貴会及び会員の皆様におかれましては、この全国安全週間を契機として、労働災害防止の重要性を改めて御認識いただき、誰もが安心して働くことができる社会の実現に向けて、安全活動に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

第1部 令和7年度の主な重点施策

第4 職場環境改善に向けた取組

1 安全で健康に働くことができる環境づくり(つづき)

労働災害防止対策の推進

1 第14次東京労働局労働災害防止計画の推進

東京労働局では「第14次東京労働局労働災害防止計画」に基づき、建設業や第三次産業をはじめとした労働災害防止対策、メンタルヘルス・健康確保対策等を一層推進します。

(計画期間 2023年度から2027年度までの5年間)

「トップが発信! みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」

基本目標 死亡災害:2027年までに、2022年と比較して5%以上減少

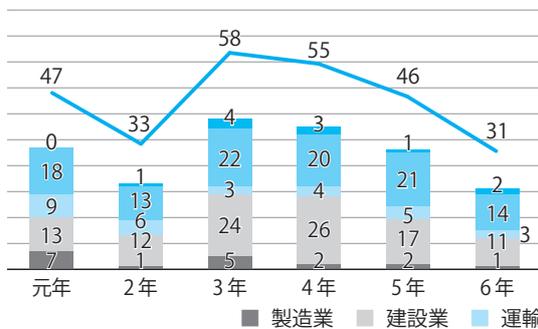
死傷災害:2027年までに、2022年と比較して5%以上減少



Safe Work TOKYO HP



東京労働局長による建設現場パトロール

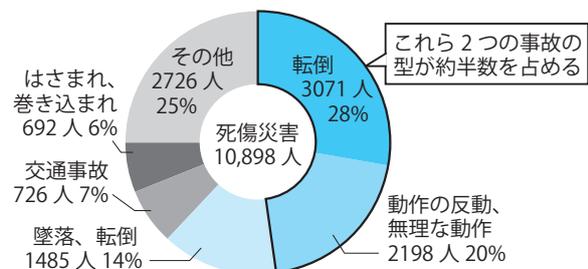
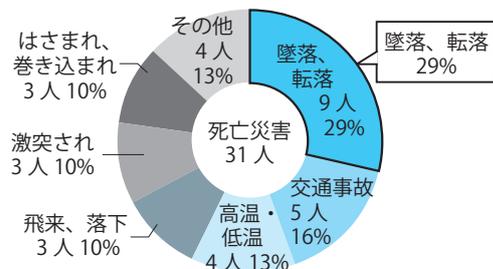


死亡災害発生状況(東京)

注1:新型コロナ除く 注2:令和6年は令和7年1月末日現在の速報値



死傷災害発生状況(東京)



※件数の少ない事故の型はその他に含まれています。

令和6年 事故の型別労働災害発生状況

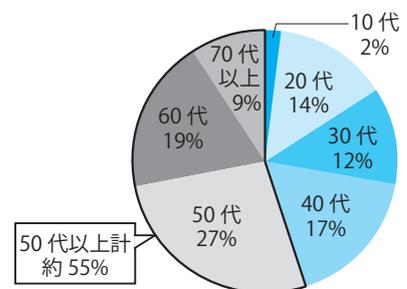
2 死亡災害の撲滅を目指した労働災害防止対策の徹底

建設業における墜落・転落防止対策の徹底、陸上貨物運送事業・ビルメンテナンス業等に対して労働災害防止対策の徹底を図ります。

3 行動災害及び高年齢労働者への労働災害防止

小売業や介護施設における転倒や腰痛などの労働災害の防止に向け、管内のリーディングカンパニー等を構成員とするSAFE協議会の運営、自主的な安全衛生活動を支援する取組等を進めます。

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)により安心して安全に働ける職場環境の実現を推進します。



令和6年労働災害の年齢別発生状況(東京)

令和7年1月末日現在

高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の健康保持増進等の取組が進むよう、エイジフレンドリー補助金の利用促進を図ります。

エイジフレンドリー補助金の概要はこちら➡



4 労働者の健康確保対策の推進

(1) メンタルヘルス対策

ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策等の推進のため、指導・援助を行います。

また、産業保健総合支援センター等の活用を促す等によりメンタルヘルス対策の取組の促進を図ります。

(2) 治療と仕事の両立支援

事業者向けセミナー等を通じて、両立支援に係る取組の促進を図ります。



治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

5 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(1) 新たな化学物質規制

危険性・有害性が把握されているすべての化学物質について、ラベル表示、安全データシート(SDS)の交付、リスクアセスメントの実施、同結果に基づくばく露防止のための措置の実施等、事業者の主体的な取組が進むよう、指導・援助等を行います。

(2) 石綿ばく露防止対策

建築物等の解体・改修作業時の石綿ばく露を防止するため、建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による調査をはじめとする対策の取組を推進します。



化学物質管理強調月間説明会

(3) 熱中症対策

暑さ指数を活用した熱中症予防対策の徹底を図ります。

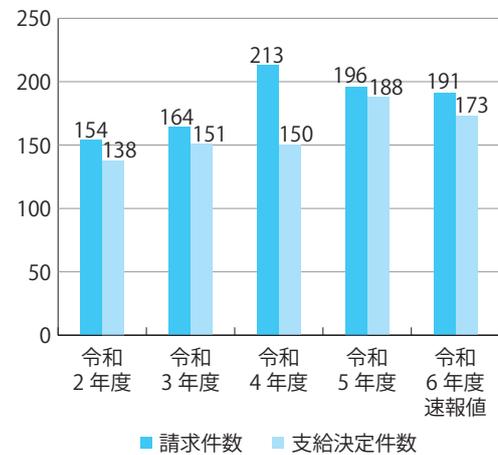
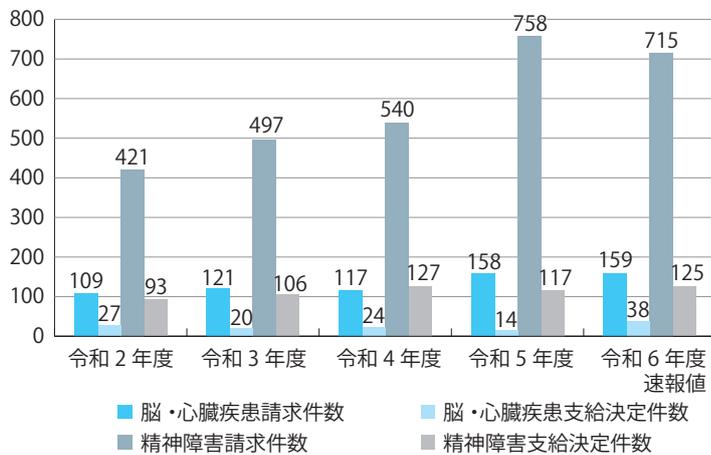
また、5月から9月までの間「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施し、職場における熱中症予防対策の取組を強化します。



熱中症「応急手当」カード

労災保険給付の迅速・公正な処理

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷または病気になった場合、ご本人やご遺族が必要な保険給付等を迅速に受けられるよう、効率的な処理に努めます。



脳・心臓疾患、精神障害請求・支給決定件数(東京)(件)

石綿関連疾患請求・支給決定件数(東京)(件)

※令和6年度の数値は令和7年2月末時点の速報値

また、近年、増加している精神障害をはじめとして、脳・心臓疾患、石綿関連疾患等に係る労災請求についても、認定基準等に基づいた迅速処理に努めます。

第5 労働保険適用徴収業務の適正な運営

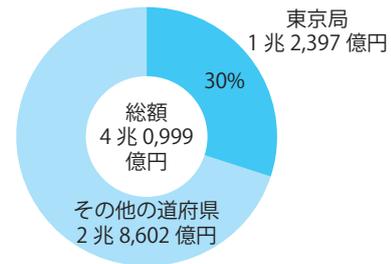
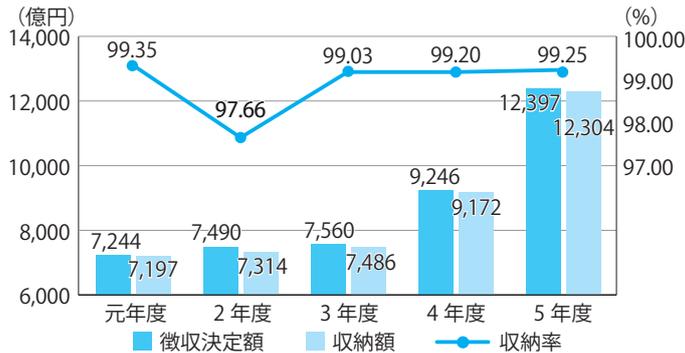
1 労働保険の適用徴収

労働保険料の適正な申告・納付の促進

労働保険相談窓口等における周知、労働保険年度更新の円滑な運営により、適正な申告・納付を促進します。



年度更新申告書受理相談コーナー



労働保険料徴収決定額・収納額と収納率の推移(東京労働局管内)
厚生労働省労働保険の適用徴収状況(年報)より

労働保険の未手続事業一掃対策の推進

令和5年度は、東京局において把握した未手続事業14,593事業場に対し加入勧奨・手続指導を行い、7,943事業場(54%)について成立させました。

他の行政機関との連携、集中的な広報活動等により、労働保険の未手続事業の解消に取り組みます。



適用事業場数の推移状況(東京労働局管内)
厚生労働省労働保険の適用状況(年報)より

東京局管内における適用事業場数は、全国の適用事業場数(344万1,264事業場)の14.4%を占めており、事務組合への委託率は34.9%です。(令和5年度末現在)

特別加入制度の拡大

労災保険特別加入制度の対象に特定フリーランス事業を追加する改正省令等が令和6年11月に施行されました。今まで労災保険の特別加入の対象になっていなかった幅広い業種のフリーランスが新たに特別加入の対象となったことを踏まえ、新たに特定フリーランス事業に係る特別加入団体として承認を受けようとしている団体に対して、引き続き丁寧な説明等適切な対応に取り組みます。

「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2025」
第 14 次東京労働局労働災害防止計画推進中

「私の安全衛生宣言」募集！

あなたが発信している安全衛生宣言を教えてください!!

東京労働局 労働基準部 安全課

東京労働局では、官民一体となった労働災害防止等の取組を推進しています。この取組の一環として、「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2025」を開催し、職場における労働者自身の安全衛生宣言を広く募集します。

多数のご応募をお待ちしております。

募集期間 2025年7月1日(火)～10月7日(火)

応募資格 都内の事業場で働いている方

発表 入選された方に直接連絡

表彰式 2025年12月頃(予定)

主催 東京労働局、(公社)東京労働基準協会連合会

安全衛生宣言作成のヒントは次ページをご参照ください。

※応募様式は9ページをご覧ください。



昨年度(私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2024)の受賞作品

優秀作品賞

安全部門

- うまくやるより安全に 早くやるより確実に 作業手順守って安全作業
- ささいなことでも 指さし確認! その一瞬が防ぐ事故

労働衛生部門

- 水分・塩分 補給の徹底! 皆で声かけ 体調確認!
- 過信せず 業務前には 腰痛予防体操をします。

奨励賞

安全部門

- 忙しい時こそ 一呼吸 心のゆとりで安全確認・事故防止

労働衛生部門

- 化学物質使用時は SDSをまず確認! 正しい保護具で 防ぐ疾病
- もう少し あと少しで オーバーヒート ゆとりをもって クールダウン

私の安全衛生宣言 応募のヒント

①皆様方が働かれている場所で、どんな労働災害があり得るのかをチェック!

〈自分又は周りの状況から考える〉

普段の仕事の中で怪我をする可能性はないか、ヒヤリとした場面やハツとした場面がなかったかを考えてみましょう。同僚や上司と「どんな危険が潜んでいるか」を話し合ってみることも宣言を考える上で有効です。



〈統計資料や事例から考える〉

厚生労働省や東京労働局等が公表している統計資料や災害事例から考えることも有効です。

ぜひご活用ください!

- 労働災害に関する資料(業種別・災害の種類別等関連リーフレット)
- 労働災害統計、死亡災害事例(東京労働局)
- 職場のあんぜんサイト(厚生労働省)



※応募の際のヒント※

優秀作品は、

- その内容が、自分自身のみならず周囲の労働者の安全衛生意識の高揚に効果的と考えられる作品であって、
- 労働災害防止、健康確保対策の現状課題に対応した内容であり、
- 適度に短く(長い標語のようなものではなく)、具体的内容でわかりやすく、覚えやすいことなどの条件を勘案して選考します。

Q&A

Q：安全衛生宣言は、自分が所属している会社の安全衛生基本方針に沿ったものを作らなければならないのですか？

A：安全衛生基本方針は事業場のトップが自らの安全衛生に対する姿勢を明確にして表明したものです。一方、安全衛生宣言コンクールは労働者自身が日々の作業において、安全衛生について心掛けていることや周囲に発信していることを募集するものであり、必ずしも事業場の安全衛生基本方針に沿っていなくても構いません。

Q：非正規労働者でも応募はできますか？

A：パート、アルバイト、契約社員、派遣労働者など労働者の属性を問わず、応募できます。ぜひ、職場における安全衛生意識の高揚につながる安全衛生宣言を応募してください。

Q：高齢者の労働災害防止対策にはどのようなものがありますか？

A：高齢者は一般に、加齢に伴い心身機能が低下し、脚力の衰え、バランス能力や歩行能力が低下し、転倒や墜落・転落の災害が増加する傾向があります。労働者自身の心掛けや事業場が実施する高齢労働者に配慮した職場環境改善に呼応した行動規範などを考えると良いと思います。厚生労働省が令和2年3月に策定した「エイジフレンドリーガイドライン(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」を参考にしてください。

②「私は、こうする(している)！」という安全衛生宣言をしましょう！

普段、自分自身が仕事を行う上で、労働災害防止や健康確保の観点から心掛けていることを宣言することも良いでしょう。

③応募区分にチェック！

必ず応募を希望する部門の□にチェックを入れてください。

④お名前、連絡先などをお忘れなく！

氏名、連絡先、所属事業場(※「〇〇株式会社〇〇支店」などのように、支店名や店舗名まで)を忘れずにご記入ください。

連絡先は、電話番号又はメールアドレスをご記入ください。優秀作品に選ばれた場合の連絡先として使用しますので、お間違えのないようお願いいたします。

⑤内容を確認の上、応募してください！

安全衛生宣言、応募区分、お名前・ご連絡先・所属事業場が誤りなく記入されていることを確認した上で、以下の方法でご応募ください。皆様から多数のご応募をお待ちしています！

応募先(メールアドレスはお間違えのないようにお願いします)

応募フォーム https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/sengen-2025.html

メール sengen-safeworktokyo2025@mhlw.go.jp

まとめて応募用の一覧表(Excel)も掲載しています！
ぜひご利用ください！



東京労働局ホームページ

「私の安全衛生宣言」応募様式(電子メール用)

私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2025

1 応募作品

(1)安全衛生宣言

応募様式1枚につき1つの作品をご記入ください。複数の作品を記入した場合は無効となります。

まとめて応募する場合は、東京労働局ホームページ掲載の一覧表をご活用ください。

[]

(2)宣言の解説(省略可)

安全衛生宣言の意図するもの(就業場所・作業内容・取扱設備等に応じた宣言のイメージなど)についての説明がありましたらご記入ください。

[]

2 応募区分(応募する部門の□にレ点を記入してください。)

安全部門

(墜落・転落災害防止対策、転倒災害防止対策、高齢者災害防止対策など)

労働衛生部門

(腰痛予防対策、熱中症予防対策、感染症防止対策など)

3 応募者氏名及び連絡先

(1)氏名

[]

(2)連絡先(電話番号又はメールアドレスをご記入ください。)

[] (自宅・携帯・会社)

(3)所属事業場(業種欄は、製造業、建設業、運輸業、小売業、医療業などをご記入ください。)

[] (業種：)

応募先(メールアドレスはお間違えないようにお願いします)

応募フォーム https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/sengen-2025.html

メール sengen-safeworktokyo2025@mhlw.go.jp

応募締切り 10月7日(火) ※ご応募は7月1日(火)以降でお願いします。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン 実施中 7月は重点取組期間です

キャンペーン期間 令和7年5月～9月

東京労働局 労働基準部 健康課

重点取組期間中のポイント

- ①これまでに実施した暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。
- ②梅雨明け直後は、急激な暑さ指数の上昇が予想されるため、暑熱順化期間を設け徐々に熱に慣らすとともに、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- ③喉の渇きに関わらず、水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底しましょう。
- ④各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ。
- ⑤作業開始前の健康状態の確認を徹底し、必要に応じ巡視頻度を増やましょ。
- ⑥期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行いましょ。
- ⑦作業中のほか、休憩中の体調変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく救急隊を要請ましょ。

暑さ指数(WBGT)の把握

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握ましょ。
- 地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効です。



暑さ指数の
実況と予測



暑さ指数の
計算方法

暑さ指数に応じた対策

- 屋根、冷房設備、ミストシャワー等、暑さ指数を低減するための設備の設置
- 冷房を備えた休憩場所や日陰など涼しい休憩場所の設置
- 透湿性、通気性の良い服装、身体を冷却する機能を持つ服の着用
- 暑さ指数に応じた作業計画に基づく休憩や作業中止
- 暑さに慣らすため7日以上かけて作業時間を調整
- 水分・塩分の定期的な摂取
- プレクーリング(作業開始前や休憩時間にも体温を低減)
- 糖尿病等疾患を持った方への健康診断結果に基づく医師の意見聴取
- 日常の健康管理(朝食の未摂取、寝不足、飲みすぎに注意)
- 作業中の健康状態の確認(管理者はもちろん作業員同士でも)

巡視～暑さ指数を確認し、次の事項を確認ましょ～

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 暑さ指数に応じた作業計画となっているか
- 各作業者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

異常時の措置～少しでも異常を感じたら～

- いったん作業を離れ、休憩する
- 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

「ロゴマークシール」「応急手当カード」の活用

「Cool work TOKYO」ロゴマークシールと応急手当カードを都内労働基準監督署の窓口で配布しています。ご活用下さい。



ロゴマークシール



詳しくはこちら

- ・「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」
- ・「職場における熱中症予防情報」



熱中症
キャンペーン



熱中症
予防情報

職場における熱中症対策の強化

令和7年6月1日、改正労働安全衛生規則が施行されました。詳しくはこちら→
熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じて迅速かつ適切に対処することにより熱中症の重篤化を防止するための取組が事業者にも義務付けられました。



熱中症対策の強化

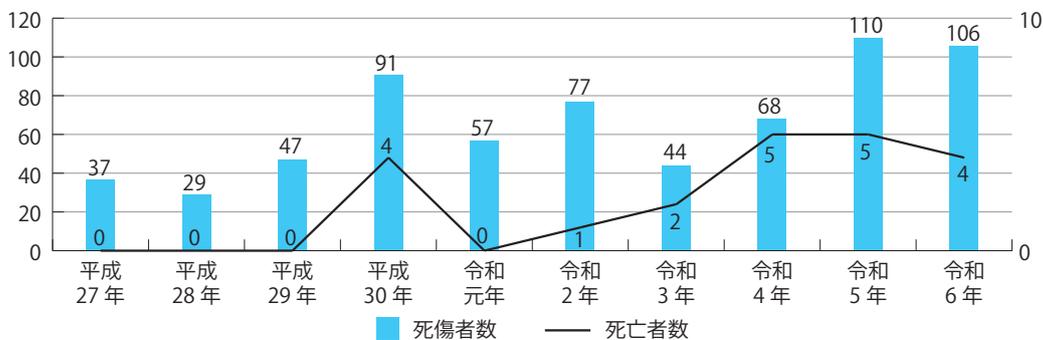
東京労働局管内の職場における 熱中症による死傷災害(休業4日以上)の発生状況

東京労働局 労働基準部 健康課

1 平成27年以降の熱中症による死傷者数の推移(単位:人)

令和6年の熱中症による休業4日以上死傷者数は106人と、令和5年より4人減少しました。このうち死亡者数は4人(令和5年5人)でした。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
死傷者数	37	29	47	91	57	77	44	68	110	106
死亡者数	0	0	0	4	0	1	2	5	5	4



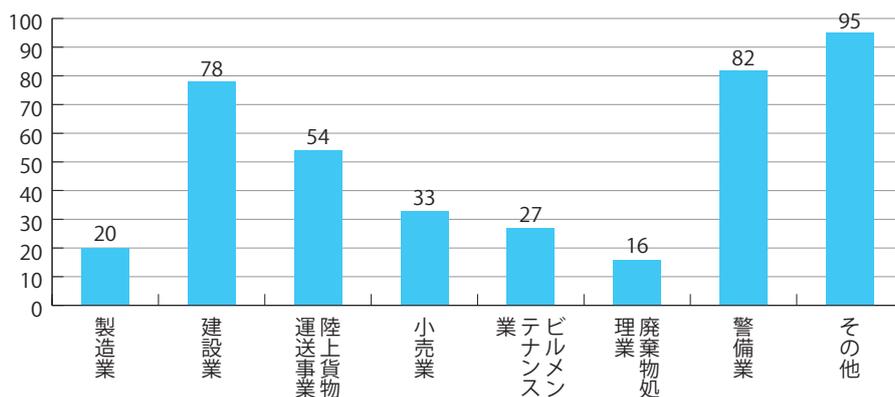
2 令和2年以降の熱中症による死傷者数(単位:人)

(1) 業種別発生状況

業種別の死傷者数をみると、警備業、次いで建設業で多く発生していました。また、死亡者数については、建設業、次いで警備業で多く発生していました。

	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	小売業	ビルメンテ ナンス業	廃棄物 処理業	警備業	その他	計
令和2年	7	14(1)	10	9	4	3	13	17	77(1)
令和3年	2	6(1)	5	5(1)	4	2	10	10	44(2)
令和4年	1	12(1)	11	5	8(2)	4	16(2)	11	68(5)
令和5年	6	24(3)	12	8(1)	5	4	23(1)	28	110(5)
令和6年	4	22(3)	16	6	6	3(1)	20	29	106(4)
計	20	78(9)	54	33(2)	27(2)	16(1)	82(3)	95	405(17)

※()内の数値は死亡者数で内数

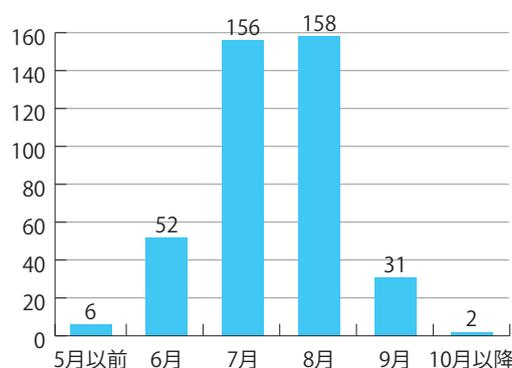


(2) 月別発生状況

月別の死傷者数をみると、全体の7割以上が7月及び8月に発生していました。

	5月以前	6月	7月	8月	9月	10月以降	計
令和2年	0	10	5	53(1)	9	0	77(1)
令和3年	1	5	24	14(2)	0	0	44(2)
令和4年	1	23(2)	21(1)	21(2)	1	1	68(5)
令和5年	3	6(1)	50(2)	40(2)	10	1	110(5)
令和6年	1	8	56(3)	30(1)	11	0	106(4)
計	6	52(3)	156(6)	158(8)	31	2	405(17)

※()内の数値は死亡者数で内数

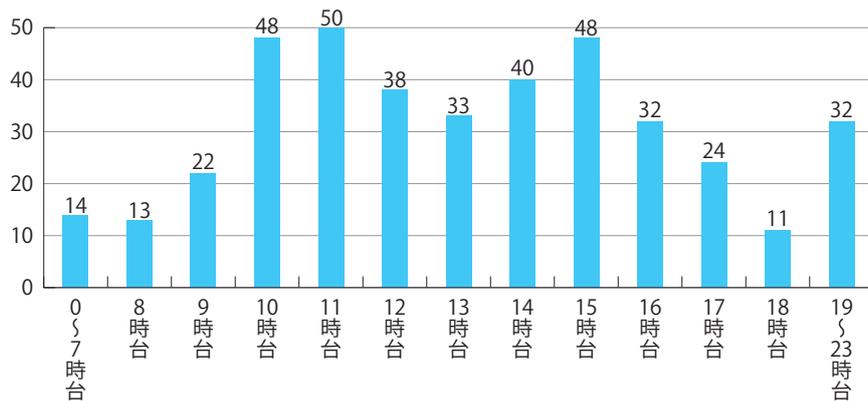


(3) 時間帯別発生状況

時間帯別の死傷者数をみると、11時台が最も多く、次いで10時台及び15時台が多くなっていました。なお、作業終了後に事務所に戻ってから又は帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースもあります。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	計
0から7時台	4	1	2(1)	4	3	14(1)
8時台	2	2	2	3	4	13
9時台	4	3	2	11	2	22
10時台	14(1)	6	6	15(1)	7	48(2)
11時台	9	4(1)	8	16	13	50(1)
12時台	7	7	4	12	8(1)	38(1)
13時台	4	3	5	7	14	33
14時台	10	5(1)	6	9(2)	10(1)	40(4)
15時台	8	6	14(3)	8	12(2)	48(5)
16時台	3	4	9(1)	7	9	32(1)
17時台	4	0	5	9(2)	6	24(2)
18時台	2	0	0	4	5	11
19から23時台	6	3	5	5	13	32
計	77(1)	44(2)	68(5)	110(5)	106(4)	405(17)

※()内の数値は死亡者数で内数

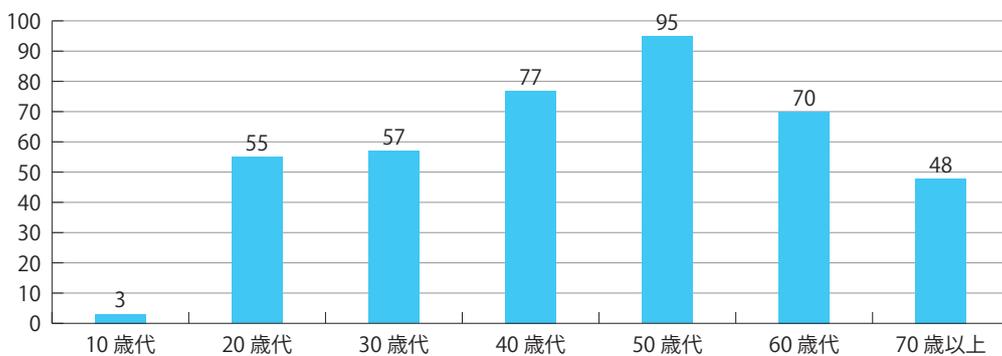


(4) 年齢別発生状況

年齢別の死傷者数をみると、全体の約5割が50歳以上となっていました。

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
令和2年	0	12	18(1)	16	19	7	5	77(1)
令和3年	1	6	3	8(1)	10(1)	10	6	44(2)
令和4年	0	11	11	13(2)	11(1)	12(1)	10(1)	68(5)
令和5年	2	14	13	21(1)	28(2)	16(1)	16(1)	110(5)
令和6年	0	12	12	19(2)	27(2)	25	11	106(4)
計	3	55	57(1)	77(6)	95(6)	70(2)	48(2)	405(17)

※()内の数値は死者数で内数



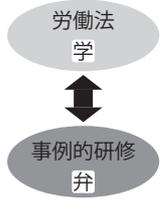
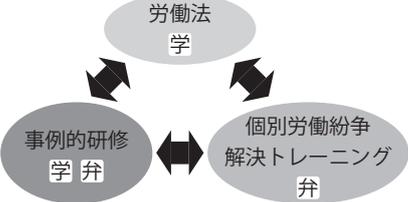
令和7年度 個別労働紛争解決研修のご案内

(公社)全国労働基準関係団体連合会(略称：全基連)

近年、解雇、労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせ、雇止めなど、労働者個人と事業主との間の職場内トラブル(個別労働紛争)が頻発しています。こうした中であって個別労働紛争の発生を予防するとともに、発生した労働紛争に適切に対応し、労働者が安心して働ける職場環境を整備することは、今や経営の最重要課題の一つとなっています。

本研修は、職場内の個別労働紛争の発生を防ぐとともに、発生してしまった紛争を早期に、円滑かつ適切に解決できる人材を育成することを目的として、①紛争の争点を把握し整理する能力、②争点ごとに事実関係を調査し、正確に把握する能力、③法令、判例や就業規則を踏まえ、有効な解決手段を見出す能力などを付与・向上することを目的として全基連が国の事業として開催するものです。

研修は、「基礎研修」と「応用研修」で構成されます。

個別労働紛争解決研修	
基礎研修	応用研修
個別労働紛争に対応するため必要な労働法の基本的知識を確認するとともに紛争解決の流れ、手法等について理解します。 	最近の労働立法、労働判例の理解を深めるとともに、こうした課題を盛り込んだ模擬紛争事例を素材として、受講者間のグループディスカッションを通し個別労働紛争の具体的な解決方法を身に着けます。 

：著名な労働法学者が担当、：労働事件に関する実務経験豊富な弁護士が担当

基礎研修・応用研修のセットでの受講をお勧めします

本研修は、**基礎研修**で紛争解決のために必要とされる労働法や紛争解決システム等の基本的知識を一通り学習した後、**応用研修**では最近の労働法制、労働判例などの知識を前提に模擬紛争事例等を題材に受講者間でグループディスカッションを行いながら紛争解決能力をアップしていくカリキュラムとなっており、個別労働紛争解決能力を身に着けるために**両研修を合わせて受講していただくことが望まれます**。

(ただし、両研修を合わせて受講することが困難な場合には、基礎研修、応用研修を分割してご受講いただくこともできます。)

継続的な受講をお勧めします

個別労働紛争に適切に対処するには、最新の労働判例や労働政策の知識が不可欠です。

本研修では、毎年度テキスト改定を行い、新しい労働判例や労働政策を取り込んでいます。

また、事例的研修で取り上げる事例についても、個別労働紛争の発生状況、裁判例などを踏まえ定期的に差替えを行っています。

7年度は、個別労働紛争解決トレーニングの模擬審判事例の差替えも行っていますので、6年度に応用研修を受講された方も是非とも研修にご参加ください。

お申し込み

研修希望日の選択、
お申し込み



基礎研修、応用研修の研修日を決め全基連のホームページからお申し込み下さい。
※基礎研修と応用研修をあわせて申し込む場合は両研修の間隔を1ヵ月以上あけて下さい。

受講料の
お振込み



研修の1ヵ月前までに受講料をお振込み下さい。

基礎研修の受講

入金
確認

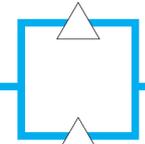
テキスト、
教材の送付



受講料の入金確認後研修日の1ヵ月前にテキスト、教材をお送りします。教材をもとに事前学習を開始して下さい。

事前学習期間
(1ヵ月)
オンデマンド学習

会場での受講



ライブ配信
での受講



応用研修の受講

アンケート回答、
修了証送付



研修修了後、全基連のホームページからアンケートにご回答下さい。修了を確認し修了証を送付します。

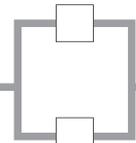
修了
確認

テキスト、
教材の送付



基礎研修の修了確認後、研修日の1ヵ月前にテキスト、教材をお送りします。教材をもとに事前学習を開始して下さい。

会場での受講



ライブ配信
での受講

アンケートの回答、
修了証送付



研修修了後、全基連のホームページからアンケートにご回答下さい。修了を確認し修了証を送付します。



第35回 桃樹のちょこっと用語 「私の安全衛生宣言コンクール」

東京労働局と(公社)東京労働基準協会連合会が主催するコンクール。
労働者がそれぞれの立場で考える労働災害防止の心構え「私の安全衛生宣言」を広く募集し、労働者の安全と健康の確保についての国民一般における意識高揚を図ることを目的としたもの。

14次防推進の基本的考え方の1つに、『行政が進める安全衛生対策の見える化』の推進が掲げられており、その一環としても開催されている。

応募資格は、現在、都内の事業場で働いている労働者であること。

応募の開始は、全国安全週間スタートの日である令和7年7月1日。(締切：同年10月7日)。

詳しい応募方法については、本号6ページからの記事に記載。

入賞者には、賞状とクリスタル製の楯が贈呈される。

昨年の優秀作品は、次のとおり

安全部門

- うまくやるより安全に 早くやるより確実に 作業手順守って安全作業
- ささいなことでも 指さし確認! その一瞬が防ぐ事故

労働衛生部門

- 水分・塩分 補給の徹底! 皆で声かけ 体調確認!
- 過信せず 業務前には 腰痛予防体操をします。

東京労働局需給調整事業部が行う

R7 年度セミナーのご案内

東京労働局 需給調整事業部

東京労働局需給調整事業部では、労働者派遣事業や職業紹介事業に関するセミナー(オンライン形式)を開催しています。法制度の理解を深めるためにも是非ご参加ください。

派遣元向け

派遣労働者の同一労働同一賃金オンラインセミナー実践編(毎月開催 ※4・3月除く)

派遣労働者に係る労使協定作成実務を担当している方向けのセミナーです。実例を交えながら、労使協定に定める事項の詳細や締結までの流れ、賃金の計算方法などを説明します。

Part1 労使協定に定める事項及び締結までの流れについて

Part2 協定対象派遣労働者の賃金について

※入門編は東京労働局公式チャンネル(YouTube)にて配信中です。



労使協定方式 派遣先均等・均衡方式

派遣先向け

派遣先事業主・責任者研修会(オンライン開催)(毎月開催 ※4・12月除く)

派遣労働者の受入れにあたって、労働者派遣法のほか、労働基準法、男女雇用機会均等法、増加している外国人労働者の雇用に関して、派遣先として知っておくべき制度等について説明します。

医療・介護・保育職業紹介事業者向け

医療・介護・保育分野における職業紹介事業の適正な運営に係る講習会

紹介事業者に関するアンケート結果の概要(職業紹介事業に関する留意事項)と「医療・介護・保育分野における適正な職業紹介事業者の認定制度」等について説明します。

開催日程等は随時東京労働局ホームページに掲載いたします！



需給調整事業部からのお知らせ

担当：東京労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課
〒108-8432 東京都港区海岸 3-9-45 東京労働局海岸庁舎
TEL：03-3452-1474 FAX：03-3452-5361

桃樹の「^{とうき}労務・安全衛生 深掘り探訪記」

私は「^{とうき}桃樹」。東基連に入職し、5年目です。蓮美部長や先輩達に教えて頂き、少しずつ成長してきたように思います。まだまだ力不足ですが、会員の皆様のために精一杯頑張ります。

さて、そんな私が、日頃、疑問に感じた事柄について、「^{はすみ}労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「^{はすみ}蓮美部長」に、後輩の「^{きれん}希漣さん」と一緒に、その疑問をぶつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願い致します。



桃樹さん



希漣さん

熱中症対策を学びに、(株)竹中工務店さんの東京本店さんに来ています

桃樹さん 読者の皆さん、本日は東基連本部を飛び出し、希漣さんと一緒に、東京都江東区新砂にある(株)竹中工務店さんの東京本店に来ています。

希漣さん 6月号に続き、今月も(株)竹中工務店・東京本店さんに熱中症対策を教えてください。

桃樹さん それでは、希漣さん、教えてください(株)竹中工務店・東京本店さんのスタッフの皆さんを、再度、読者の方々に紹介してください。

希漣さん はい、ご紹介させていただきます。

まずは(株)竹中工務店、役員補佐(安全環境担当)の松岡さんです。松岡さんは、少し前まで女性初の東京本店・安全環境部長を務めておられました。

次に、東京本店・安全環境部、安全グループ長の高橋さん。(株)竹中工務店の安全衛生の大黒柱と言われている方です。

さらに若手のホープ、安全グループ・主任の小川さん。小川さんは周囲から「熱中症対策のマイスター」とも呼ばれ、熱中症対策の最前線におられます。

桃樹さん そして、安全環境部・調査役の野村さんです。調査役として、優しくかつ厳しく指導されるとお聞きしています。

宜しくお願い致します。

STOP! 熱中症 TOKYO 2025【作業所必須10項目】

希漣さん 先月号では、主に具体的な取り組みの事例を紹介して頂きました。

今月号では、STOP! 熱中症 TOKYO 2025【作業所必須10項目】に沿って、取り組み内容を教えてください。高橋さん、宜しくお願い致します。

高橋さん それでは、「作業所必須10項目」の

STOP! 熱中症 TOKYO2025【作業所必須10項目】	
準備期間	① 作業所は熱中症予防計画書を作成し、必要な設備を準備する。 <small>☑ ミスト噴出機・送風機・スリットクーラー等の設置 ☑ 塩分・ウォータークーラー・ミネラルウォーターの設置 ☑ クールダウンスペースの設置、経口補水液・冷却パッド・体温計の常備</small>
朝礼時	② 職長は一人ひとりの体調管理状況を確認する。 <small>☑ 息不足・飲み過ぎ・脱水症状・下痢・嘔吐・発熱は要注意 ☑ 高血圧・糖尿病・心疾患の有病者は治療状況の確認 ☑ フラクト体検時に自覚症状に体が動くか一人ひとりの体調をチェック</small>
作業時	③ 作業所は朝礼時、熱中症警戒レベルの行動基準を周知する。 ④ 作業所は熱中症の危険度の高い作業・場所を特定し重点巡回を実施する。 <small>☑ 作業から離れられない 空気の流れがない 保護具を外さない 言えない (未熟者) は特に注意必要 → 外構工事・コンクリート打設・ビッド内作業・土の当たる密閉空間・溶接・研等</small> ⑤ 作業所は熱中症パトロールで声掛けを積極的に実施する。 ⑥ 職長は、作業前・作業中の水分・塩分のこまめな補給状況を管理する。 <small>☑ 朝一番の強制給水/目安 カップ1-2杯 (水分を含む) ☑ 作業場所・シフト等 数値の持ち込み表示確認</small>
発症時	⑦ 職長は熱中症予防保護具(防曇メガネ・空調服等)の着装を確認する。 <small>※暑が作業では防曇メガネ着用必須 服装変更は暑熱環境変化</small> ⑧ 職長は休憩時、作業中に氷のう等で身体の冷却を徹底させる。(脳のクールダウン) ⑨ ちよつども異常を感じたらクールダウンスペースに移動しすぐに身体の冷却、報告をする。 <small>☑ 事前に休憩不足や異常生じた報告・送迎体制を確保・整備する ※体調不良者は目を離さず、決して一人にしない</small> ⑩ 意識がない、自力で回復できない、30分以上回復しない場合は速やかに病院搬送する。 <small>☑ 体調不良者の状況監視及び帰宅後の安否確認</small>

各項目について概要を私がお話しし、詳細について小川主任から説明します。

桃樹さん・希漣さん 宜しくお願いします。

高橋さん 先月もお示しましたが、**STOP！熱中症 TOKYO 2025【作業所必須 10 項目】**をご覧ください。

対策を大きく「準備期間」、「朝礼時」、「作業時」、「発症時」と4つに分け、それぞれの実施事項を定めています。それが10項目ありますので、「作業所必須10項目」とネーミングしました。

桃樹さん・希漣さん なるほど、「準備期間」、「朝礼時」、「作業時」、「発症時」とし、その中に細かく対策が記載されていますね。

準備期間 必須項目① 「熱中症予防計画書を作成し、必要な設備を準備する」

高橋さん 準備期間は4月を想定していますが、4月中にここに定めた準備を終了することを目指しています。では、小川主任、説明をお願いします。

小川さん はい、必須項目の1番目ですが、この期間に行うことは「熱中症予防計画書の作成」と、「必要な設備の準備」です。「熱中症予防計画書」はこちら(次ページ)になります。

桃樹さん なるほど！「作業所必須10項目」で示された各項目に対応しているのですね。

小川さん そうです。「必須10項目」が絵に描いた餅にならないことが大事です。各現場における「必須10項目」の実施事項が明確になるようにしています。

野村さん 計画書の「欄」に、「必須」という項目を立てています。

ここに○印がある事項は「原則実施」とし、空欄の事項は「推奨」として、それぞれの作業所で実施の有無を判断することとしています。

希漣さん ほとんどが「必須」ですが、作業所で検討して工夫する余地を残しているのですね。

小川さん はい、そして、必要な準備は3つです。1つは「ミスト扇風機・送風機・スポットクーラー等の設置」。2つめは「塩飴・ウォータークーラー・製氷機・スポーツドリンク自販機の設置」。3つめは「クールダウンスペースの設置、経口補水液・冷却パック・体温計の常備」です。



ミスト扇風機の設置



体の冷却用製氷機の設置

松岡さん 現場では、こんなふうには設置しています。

桃樹さん これらを、準備期間の4月のうちに計画し、用意し、設置するのですね。

松岡さん そうです。高橋さんが先月号で言っていました、「早め・早め」、「先手・先手」が大事ですから、各現場には4月中に準備を終えるようお願いしています。



中間階での給水場所の設置



簡易クールダウンスペースの設置

朝礼時 ② 「一人ひとりの体調確認」 ③ 「熱中症警戒レベルの行動基準の周知」

高橋さん 次は「朝礼時」です。朝礼時に実施する必須項目は2つ。

1つは「職長は一人ひとりの体調管理状況を確認する」。ここで示した事項は3つ。

- ・寝不足・飲み過ぎ・朝食抜き・下痢・嘔吐・発熱は要注意。
- ・高血圧・糖尿病・心疾患の有所見者は治療状況の確認。
- ・ラジオ体操時に普段通りに体が動くか一人ひとり体調をチェック。

ポイントは、職長が責任をもって作業員の体調を確認することです。この点を何度もお願いしています。

作業所 熱中症予防計画書

○印の項目等は、印刷確認する等欄の目録を参照し、必要事項が適切に採択を判断すること

作成： 年 月 日

項目	作業所必須10項目	対策例	担当者	必要	当 作 業 所 での 実 施 手 順
熱中症予防	① 作業所は熱中症予防計画書を作成し、必要な設備を整備する。	イ ミスト扇風機、・送風機・スポットクーラー等の設置。		○	
		ロ 扇風機・ウォータークーラー・扇風機・スポーツドリンク自動販売機の設置。		○	
		ハ クールダウンスペースの設置、経口補水液・冷却バック・体温計の準備。		○	
健康チェック	② 従業員は一人ひとりの体調管理状況を確認する。	イ 脱水不足・疲労感・動悸感等、嘔吐・嘔吐・発熱等の健康チェックを行う。		○	
		ロ 高血圧・糖尿病・心疾患の有無者には治療状況の確認を要するよう把握する。		○	
	③ 作業所は朝礼時、熱中症警戒レベルの行動基準を周知する。	ハ フジオ体層層に普及通りに体が熱く一人ひとり体調をチェックする。			
		イ WBGT値測定を把握又は、最高気温・湿度等により朝礼時に熱中症警戒レベルを周知する。		○	
	ロ 「熱中症警戒レベルと行動基準」を休憩所や会議室等、作業員の目に付きやすい場所に掲示する。		○		
熱中症対策	④ 作業所は熱中症の高危険度の高い作業・場所を特定し自覚巡回を実施する。	イ 作業から意識で離れられない作業を特定し周知する。（コンクリート打設、共同送電作業等）		○	
		ロ 風通しの悪い密閉空間作業を特定し周知する。（※が解かない室内）		○	
		ハ 直射日光を避けることができない屋外作業を特定し周知する。		○	
	⑤ 作業所は熱中症リスクの高い作業を特定し、間引き巡回する。（巡回時、作業員へ積極的に声かけを行い、行動や返答が適切でないか確認する。）	イ 炎天下や風通しの悪さなど、熱中症リスクの高い作業を特定し、間引き巡回する。（巡回時、作業員へ積極的に声かけを行い、行動や返答が適切でないか確認する。）		○	
		ロ リーダー含及び作業員巡回時に上記作業の巡回を行うよう指示する。		○	
	⑥ 従業員は、作業前・作業中の水分・塩分の摂取を十分に確保する。	イ 朝一番の強制給水方法（給水場所を決める、スポーツドリンクの提供）		○	・ 設備等熱中症時に備えサイト
		ロ 作業中の給水場所（休憩所、作業員がベジタタンク持参、その他）		○	https://www.betam.co.jp/
	⑦ 従業員は熱中症予防用品（防熱服・マスク・空冷服）の着用を確認する。関係のある者は全従業員義務化。	イ 作業員へ防熱服の着脱について指導し、確実に着脱させる。		○	
		ロ アームカバー半袖作業服での作業は、念だしなみに注意し、炎気作業以外で使用できることを確認する。		○	
		ハ 作業巡回の巡回に熱中症に罹患した従業員が空冷服を着用していることを確認する。		○	
⑧ 従業員は休憩時、作業中に次のような体の状態を察知する。（※のクールダウン）	イ 休憩時に次のような状態を察知して身体の状態が正常であることを確認する。（※のクールダウン）			設置場所：	
	ロ 少しでも異常を感じたらクールダウンスペースに移動し、体の冷却を要する。		○	設置場所：	
⑨ 少しでも異常を感じたらクールダウンスペースに移動し、体の冷却を要する。（一人にしない）	イ 少しでも異常を感じたらクールダウンスペースに移動し、体の冷却を要する。		○	設置場所：	
	ロ 一人で休ませないよう指導する（休憩ではなく、手当てということを自覚させる）		○	設置場所：	
⑩ 意識がない、自力で回復できない、30分以上回復しない場合は速やかに医療機関へ送付する。	イ 「症状が疑われる場合の措置と救急受診時のガイドライン」を朝礼会場や休憩所等作業員の目につきやすい場所に掲示する。		○	設置場所：	
	ロ 呼吸が停止する0分以上回復しなれば、救急車を呼ぶようにしておく。（作業所長や施設安全衛生責任者が不在で対応可能な体制を確立しておく）		○	設置場所：	
	ハ 発症後のフォローを確実に実行し、		○	設置場所：	
	ニ 医師の診断を受けた場合、診断書のコピーを採出させ本人の就労カードとともに保存する。		○	設置場所：	
熱中症バスター及び当日計画書の発行	イ 熱中症バスターを作業所の状況に合わせて選択し、提示及び周知する。				
	ロ 当「熱中症予防計画書」を提示及び周知する。		○		

野村さん 「送り出し教育資料」の中に、体調による熱中症危険性に関する説明資料を入れています。体調が悪い時など、熱中症の危険性が高まることをよく理解して頂く様にしています。

小川さん もう一つの必須事項は「作業所は朝礼時、熱中症警戒レベルの行動基準を周知する」です。

これについては、先月号でご紹介しましたので簡単にお話します。

WBGT値に対応する熱中症警戒レベルを設定し、その日の警戒レベルに合わせて、「休憩クールダウン」と「水分塩分補給」の回数、間隔等を変更するものです。

桃樹さん はい、先月教えて頂きました。例えば WEBGT 値が「28℃以上 31℃未満」の場合には、警戒レベルは「**嚴重警戒!**」とされ、「休憩・クールダウン」は、午前 10 時と 11 時、午後 3 時と 4 時の 4 回、各 15 分。「水分塩分の補給」は、45 分毎に 1 回以上とするという内容ですね。

読者の皆さん、これについては、「会報 東基連 6 月号」の 21 ページをご参照ください。

作業時 ④「危険度の高い作業・場所を特定し重点巡回を実施」

高橋さん 作業時の必須項目は「5 つ」ありますので、順番に説明します。

必須項目の 4 番目になります。まず「**熱中症の危険度の高い作業・場所を特定し重点巡回を実施**」です。

小川さん 危険度の高い作業・場所については次のように定義しています。

作業から離れられない・空気が流れがない・保護具を外せない等の作業であり、場所です。

具体的には「**外構工事**」「**コンクリート打設**」「**ピット内作業**」「**日の当たる密閉空間**」「**溶接**」「**はつり**」等になります。これらの作業・場所は危険度が高いとして、重点的に巡回を実施することとしています。

また、資材の運搬や重機の相伴など**共同作業の場合**、「**休憩したい**」とは言いづらいことがありますので、共同作業にも気を付けています。

松岡さん あと、**未熟練な作業員の方は、具合が悪くなくても、周りに気を遣い、口に出せないことが多い**です。そこで、未熟練者については、特に注意が必要であるとしています。

野村さん 厚生労働省の 1997 年から 2014 年のデータですが、熱中症による労災死亡者数 354 件を「**作業継続日数別**」に見ると次のようになっています。

1 日目：89 件、2 日目：76 件、3 日目：42 件、4 日目：18 件、5 日目：10 件、6 日目：9 件、7 日目：3 件、以下略。

このように、**入場間もない人に熱中症の症状が出るのが明らかになっていますから、未熟練者と共に、新規入場者にも注意しなければなりません。**

作業時 ⑤「熱中症パトロールで声掛けを積極的に実施」

⑥「職長は、作業前・作業中の水分・塩分のこまめな補給状況を管理」

高橋さん 必須項目の 5 番目は「**熱中症パトロールで声掛けを積極的に実施**」です。

体調の好不調は、見ただけで判断するのは難しいです。そこで、積極的に作業員さんに声を掛け、その返答などの反応を見て状況を把握します。

松岡さん 自ら言い出せないメンバーもいますから、管理者側からのアプローチが大事だと思います。



高橋さん 必須項目の 6 番目は「**職長は、作業前・作業中の水分・塩分のこまめな補給状況を管理**」です。

先ほどもお話しましたが、朝一番の強制給水では、目安として「**カップ 1~2 杯**」の水分補給を指示しています。また、作業場所に自分用の飲料の持ち込みも指示し、確認するように。

野村さん 朝礼後の強制給水は必ずですが、「**熱中症警戒レベルの行動基準**」にも示しているとおり、60 分毎、45 分毎、30 分毎の「**水分塩分補給**」が確実に行われるように管理することも重要です。

希漣さん うーん！ 行動基準を確実に実施することが大切ですね。



作業時 ⑦「職長は熱中症予防保護具(防暑タレ・空調服等)の着装を確認」

⑧「職長は休憩時・作業中に氷嚢等で身体の冷却を徹底させる(脳のクールダウン)」

高橋さん 必須項目の7番目は、「職長は熱中症予防保護具(防暑タレ・空調服等)の着装を確認」です。

小川さん 特に、屋外作業では「防暑タレ」の着装は必須としています。

また、入場時の健康確認で、過去に高血圧や心疾患、糖尿病などの既往歴のあることが分かった作業員については、「空調服」の着用を義務化しています。

松岡さん 防暑タレはとても大切ですので、各事業主に用意するよう呼び掛けているの。空調服については値段も掛かりますから、うちの方で一定額を補助することとし、そのことも事業主さんに伝えて、既往歴のある人が確実に着用するようにしています。

高橋さん 必須項目の8番目は、「職長は休憩時・作業中に氷嚢等で身体の冷却を徹底させる(脳のクールダウン)」です。

脳のクールダウンについては、先月号でもお話しましたが、頸動脈(頸の角部)を15分以上冷やします。冷やすタイミングは、休憩時だけでなく作業中も行うことで、より高い効果が期待できると言われています。

小川さん この写真の作業員さんのように、頸動脈を冷やすことが大事です。

桃樹さん まさに、頸動脈(頸の角部)。これも大切なことですね。



発症時 ⑨「ちょっとでも異常を感じたらクールダウンスペースに移動し、すぐに身体を冷却し、報告する」

高橋さん ここからは、「発症時」の対応になります。

必須項目の9番目です。「ちょっとでも異常を感じたらクールダウンスペースに移動し、すぐに身体を冷却し、報告する」。

特に、「体調不良者から目を離さず、決して一人にしない」ことを徹底しています。

野村さん その前に、事前の準備になりますが、「体調不良者発生時の報告・連絡体制を確認・整備する」ことも重要です。

小川さん 弊社では「熱中症の症状が疑われる

場合の措置と救急車要請のガイドライン」を策定し、各現場に周知しています。

これがガイドラインですが、高橋グループ長も仰っていましたが、「軽度でも症状が疑われる場合は、完全に回復するまで1人にしないこと！」を訴えています。



発症時 ⑩「意識がない、自力で回復できない、30分以上回復しない場合は速やかに病院搬送する」

高橋さん 問い掛けしても、意識がない場合。呼びかけに応じない場合。全身を痛がる場合。痙攣を起こしている場合には、躊躇せず救急車を要請します。

また、意識はあり、涼しい環境で安静にしているも、自力で水分が摂取できず、吐き気や嘔吐がある場合にも、救急車を要請します。

野村さん そして熱中症の症状が出て、措置をして30分程度経っても回復せず、体温が高く、気持ちが悪い場合にも、救急車を要請します。

松岡さん 職長さんを通して、次のことを作業員の方にお伝えしているの。

- こんな時はすぐに周りの人に伝えてください。

「めまい・立ち眩み」「手足が痺れる、攣る」「頭痛、吐き気」「意識が朦朧とする」

何も言わずに、1人で休憩すると、非常に危険！

ともかく、早期発見、早期治療が何より大切です。そのためにも医療機関への早期の搬送。ただ、救急車を呼ぶことに躊躇する傾向があるのも事実。そこでガイドラインを設け、該当する場合には速やかに救急車を要請することを意識付けています。

小川さん すぐに病院に行った方が良いのか、また救急車を呼ぶべきか、悩むケースがあります。その場合には、「救急安心センター」を活用することが推奨されています。

医師・看護師等の専門家に電話で相談できるもので、「# 7119」に電話すると医師等の専門家にアドバイスを受けることができます。

高橋さん #7119の実施エリアは、「東京都内」「埼玉県」「横浜市」「茨城県」「新潟県」になりますので、このエリアであれば活用できます。

熱中症は対策を講じれば、発生を防ぐことができる労働災害

桃樹さん 皆さん、熱中症発生の防止に懸命に取り組んでおられるのですね。

厚生労働省の発表によれば、温暖化の影響で、夏季(6月から8月)の気温偏差(各年の平均気温の基準値からの偏差)は上昇傾向が続いており、一昨年より昨年、昨年より今年、今年より来年と気温は上昇を続けています。



希漣さん 最近の全国の熱中症による労働災害(死亡・休業4日以上)の発生件数は、令和3年561件、令和4年827件、令和5年1106件と右肩上がりに増加しています。

死亡者数も、令和3年20人、令和4年30人、令和5年31人と多くの方が亡くなっています。

小川さん はい、その状況は承知しています。ただ、全国で弊社が施工している工事現場における熱中症を原因とする災害は、ほとんどが不休災害ですが令和4年26件、令和5年19件、令和6年は少し増えて27件(休業災害1件含む)です。

高橋さん 不休とはいえ、ゼロではありませんので胸を張れる結果とは思っていません。ただ、沖縄から北海道までの日本全域での弊社の工事量から考えると、極めて少ない発生件数ではないかと思っています。

なにより、先ほどのお話の全国での傾向が増加であるのに比べて、弊社では、気温の上昇があっても発生件数は減少、または少ない発生件数に留まっています。

松岡さん ここ数年、全社を挙げて熱中症対策に取り組んで来ました。その中で、いま感じることは「熱中症による労働災害は、対策を講じれば講じるほど、明らかに減少していく」ということです。

一生懸命に取り組んでも、事故の型で見るとなかなか減らない災害も多いです。しかし、熱中症は取り組み量に比例して減少する災害だと思います。

今年も、できることは全て実施するとの思いで取り組み、熱中症災害ゼロを目指していきます。

桃樹さん 今回は、ありがとうございました。

(株)竹中工務店・東京本店さんの取り組みを教えて頂き、本当に勉強になりました。

今回、教えて頂いた内容を会員各社にお伝えし、この夏の東京の熱中症災害が発生しないように、また少しでも減るように努めて参ります。

松岡さん、高橋さん、小川さん、野村さん、お忙しいなか、本当にありがとうございました。

桃樹さん・希漣さん

皆さん、今月も最後までお付き合い下さり、ありがとうございました。8月号でお会いしましょう。

令和7年度「行政運営方針」を読み解く

(公社)東京労働基準協会連合会 顧問 滝澤 成

このたび、東京労働局後援のもと、当協会は「労務・安全衛生管理連続セミナー」を開催しました。本セミナーは、滝澤顧問を講師に据え、様々な労働問題に関して、多角的な視点から光を当て、連続講演を展開してゆこうという、今年度から始めた取組です。

一回目は、5月30日に、40名の受講者を迎え、東京労働局が策定した「行政運営方針」をテーマに開講しました。

毎年策定される「行政運営方針」は、今後1年間の行政取組の指針となる重要な文書ですが、別途、広報用に「東京の労働行政 Profile」を作成して、周知を図っています。しかし、なぜその施策を、今取り組むのかという背景事情等の詳細な説明がないこともあり、分かりにくいと思う方も多いのではないかと思います。

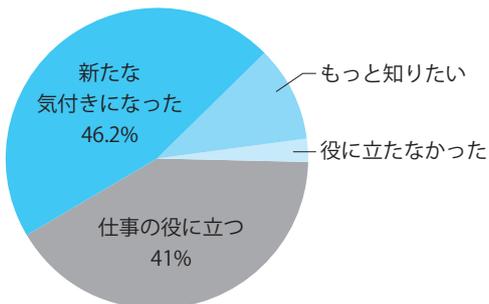
このセミナーでは、重点課題の背後にある社会的な動きを丁寧に追うとともに、各種取組の有機的なつながりを説明することで、行政が進める重点施策の理解を深めてもらおうと考えました。

例えば、今年度の行政運営方針の一番目「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援」施策では、「2020年代に全国加重平均1,500円を実現」という政府目標を示し、この目標に対して、使用者側から反対意見が表明されているという現況について説明がありました。一方、行政として、財務状況の厳しい中小企業のための助成金制度の拡充などを図りながら、改正された最低賃金の履行を確保していくことなど支援策についても紹介されました。

また、改正育児・介護休業法では育児休業の方にスポットが当たりがちですが、経産省が健康経営の一環として「仕事と介護の両立支援」としていち早く取り組んでいることを紹介し、今後社会的取組が求められる課題に発展する可能性を示唆しました。

こうした、背景事情、将来の見通しなどの説明を通して行政運営方針を理解してもらおうという試みは、受講者のアンケート結果を見る限り、「仕事の役に立つ」「新たな気付きになった」という回答が合わせて87%に達し、好評を博しました。

アンケートでは、「多角的な視点が入ったセミナーで大変参考になるので継続してほしい」との意見も多く寄せられました。



質問1 役だったかどうか(39件の回答)



令和7年度は6月に外国人労働者、7月には安全管理者・衛生管理者、9月には物流問題、10月には高年齢労働者、11月には女性労働者、2月には化学物質管理を予定しています。

この連続セミナーは、みなさまの新しい気付きを提供できるのではないかと自負しております。御参加をお待ちしています。

リンク先は、https://www.toukiren.or.jp/seminar_38.html になります。

休憩室

BREAK  TIME

新たな旅行への高まり



4月21日ローマ・フィウミチーノ空港に到着、羽田から14時間45分のロングフライト(思っていたほど辛くない、これならまだまだ行けるぞ)。乗継便でカタール・フォンタナロック空港へ。

今回の旅先は地中海のほぼ中央あるシチリア島、イタリア半島の爪先メッシーナ海峡の約3km先にある四国と岡山を合わせたくらいの島。東海岸にはヨーロッパ最大の活火山エトナ山(3326m)がそびえ、山頂に雪と噴煙が見える(火山といえばヴェスヴィオ山-紀元79年の噴火による火砕流に埋まったポンペイが有名だ)。

シチリアは紀元前にギリシャ人植民者とカルタゴが争い、後のポエニ戦争(学校で習った)でローマの支配下に、その後、イスラム-ノルマン-ムスリム-スペインなどに支配された(遺跡などにそれぞれの時代が見てとれる)。

タオルミーナのギリシャ劇場(紀元前3世紀ギリシャ人により山をくり抜いて作られた、背後のエトナ山と壮大な景観が素晴らしい)、世界遺産ノート(バロック建築の街、これがシチリアバロックか)、世界遺産シラクーザ(古代ギリシャの歴史都市-ネアポリス考古学公園でその繁栄ぶりについて学ぶ)、世界遺産カルタジローネ(スカーラ(階段)と陶器の町、小さな陶器を買う)、世界遺産アグリジェント(古代ギリ

シャ神殿群の壮大さに驚愕。そうだギリシャにも行こう)、モンレアーレの世界遺産ドウオモ(信徒は回廊で何を思ったのだろうか?)、パレルモのアラブ・ノルマン様式のパラティーナ礼拝堂(豪華絢爛なモザイクが圧巻の世界遺産、黄金の輝きにしばし見惚れる)、歴代シチリア王が眠るカテドラル、映画「ゴッドファーザー」の撮影地マッシモ劇場などを観光。ギリシャ・ローマ時代からノルマン・スペインの文化に触れることができた。紀元前5世紀に建てられ、紀元6世紀にキリスト教の聖堂に転用されたアグリジェントの神殿群では、宗教の違いによる人々の争いについて考えさせられた。

参加者の間で、行ってよかった国・都市の話題で盛り上がった。プラハ(世界一大きいプラハ城、カレル橋、クリスマスマーケット、チェコは国民一人当たりのビール消費量が世界1位だとか、行かない理由はない)。アイスランド(草花に囲まれた夏、天国そのものだそう。天国に行くにはまだ早い、行ってみたい)。エジプト(1960年代、ナイル川のアスワン・ハイ・ダム建設計画により、水没の危機にあったアブ・シンベル神殿がある。ユネスコによって、国際的な救済活動が行われた。ユネスコ世界遺産の始まりになったとか、ナイル川クルーズ是非行こう)などなど。

ローマ自由時間、バチカン市国サン・ピエトロ大聖堂に向かうも、広場はローマ教皇に最後のお別れをする信者等で大行列。人混みは700m離れたサンタンジェロ城手前まで続く。城の正面テヴェレ川にかかるサンタンジェロ橋は、16世紀以後近くの広場で処刑された頭がさらされていた。その数は市場で売られるメロンの数より多かったとか。現在は橋の両側に10体の天使たちが見守る。ちなみにプラハのカレル橋は、サンタンジェロ橋を真似たとか。幅10m長さ516mの両側に30体の彫刻が並ぶ(やっぱりプラハに行こう)。

立川支部 T.N

行政の窓から

その530

東京産業保健総合支援センターの事業について



東京産業保健総合支援センター

当センター(東京さんぽセンター)では、都内で働く労働者の健康を確保するため、事業者及び産業医等の産業保健スタッフが行う産業保健活動の支援を行っています。

また、労働者50人未満の事業場に対する産業保健活動の支援のため、労働基準監督署の管轄区域ごとに都内18か所の地域産業保健センター(地さんぽ)が設置されています。

産業保健総合支援センター(さんぽセンター)の主な業務

1 産業保健スタッフ等に対する専門的研修

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールは当センターのホームページでご確認ください。

※研修参加には事前の申し込みが必要です。

2 産業保健スタッフ等からの専門的相談対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言します。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も行います。

3 メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

専門スタッフ(産業カウンセラー、社労士等)が事業場に訪問し、心の健康づくり計画の作成やストレスチェック制度の導入・職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若年労働者を対象とするメンタルヘルス教育などを行っています。

4 治療と仕事の両立支援

専門スタッフ(産業カウンセラー、社労士、保健師等)が事業場に訪問し、両立支援制度の導入支援、患者(労働者)と企業との個別調整支援などを行っています。

5 産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌等を通じて、産業保健情報をお知らせしています。

※メールマガジン登録は当センターホームページをご覧ください。

地域産業保健センター(地さんぽ)の主な業務

1 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。

また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

2 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、医師から意見を聴くことが出来ます。

3 ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者及び時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が疲労の蓄積状況の確認などの面接指導を行います。

4 個別訪問による産業保健指導

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。



地域産業保健センターの利用には事前の申込みが必要です。
また、利用は、1事業場あたり2回まで、労働者1人あたり2回までとします。

支援内容については、当センターまでお気軽にお問い合わせください。

TEL : 03-5211-4480 URL : <https://www.tokyos.johas.go.jp>

東京都千代田区三番町 6-14 日本生命三番町ビル 3階

独立行政法人労働者健康安全機構 東京産業保健総合支援センター



災害事例とその対策

東京労働局 労働基準部 安全課

警備員が 交通誘導中に熱中症となり死亡

業種 警備業 職種 警備員

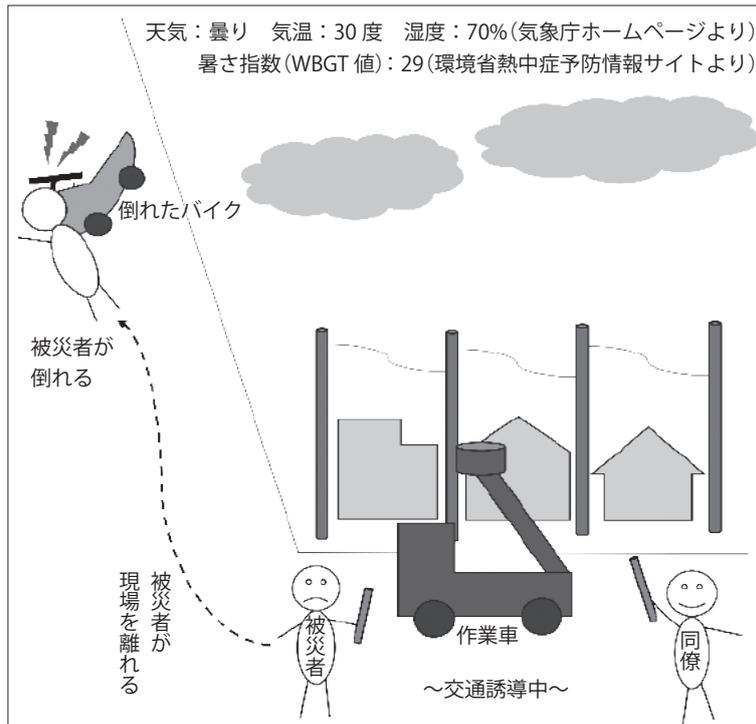
災害発生状況

被災者は交通誘導員として、当日は同僚と2名で業務に従事していた。午前9時から業務を開始し、1時間に1回の小休憩を挟みながら交通誘導していた。

午後2時頃に、被災者が何度もしゃがみ込み、水分を補給する様子と同僚が気付き、屋内での休憩を勧めたが、被災者は返答せず現場を離れた。その直後、バイクのホーンが鳴り響き、同僚がその方向に駆けつけたところ、被災者が自身のバイクとともに転倒している状態を発見した。

直ちに119番通報し、水を首元にかけるなどの応急処置を施したが、被災者は呼びかけに応じなかった。被災者は救急隊によって病院に搬送されたが、翌日、熱中症による多臓器不全で死亡した。

労働災害発生当日午後2時頃の気象状況は、曇り、気温30℃、湿度70%、暑さ指数(WBGT値)29であり、熱中症警戒アラートは発表されていなかった。被災者は雨天に備えて雨合羽を着用しており、飲料水は持参していたが、塩分補給が可能なものを所持していなかった。現場には飲料や塩飴の備えがなく、送風機は未設置、屋内休憩場所も提示されていなかった。また、熱中症対策に関して指示されていなかった。



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

災害発生原因

- 1 現場において暑さ指数を実測せず、熱中症の危険性を把握していなかったこと。
- 2 送風機による冷風の供給、冷房設備のある休憩場所の設置など、被災者が暑熱環境から身体を休めるための措置が講じられていなかったこと。
- 3 現場に塩分補給が可能な物の備えがなく、水分の補給についても被災者の自己管理に任されていたこと。
- 4 ファン付き作業服等の通気性に優れた服装の準備がなされていなかったこと。
- 5 熱中症の症状を自覚した場合や、熱中症が疑われる者を確認した場合の対応方法及び報告体制が整備されておらず、必要な手順も作成されていなかったこと。

災害防止対策

- 1 熱中症のおそれがある屋外で作業する場合には、暑さ指数を実測するか、熱中症予防情報サイト

等を活用して作業場所の暑さ指数を確認し、熱中症の危険性を把握すること。

- 2 送風機の使用等により作業場所の暑さ指数を低減させるとともに、こまめに身体を休められる涼しい休憩場所を整備すること。
- 3 熱中症の自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分を十分に摂取させること。そのために、事業場が飲料水や塩飴等を用意し、労働者に持参させること。
- 4 熱中症のおそれがある屋外で作業する場合には、ファン付き作業服等の通気性に優れた服装の着用を推奨し、必要に応じて事業場が貸与すること。
- 5 熱中症が疑われる労働者を把握した場合に、迅速かつ確かな判断が可能となるよう、事業場内の緊急連絡網、緊急搬送の連絡先及び所在地をあらかじめ定めること。また、作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等、重篤化を防止するための必要な措置の実施手順を作成し、それを関係労働者に周知すること。

令和 6 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在 34 人

前年同期 46 人

●令和 6 年 死亡災害発生状況(確定値)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	1	2	-1
建設業	11	17	-6
土木工事業	2	3	-1
建築工事業	6	11	-5
木造家屋建築工事業	0	0	0
その他の建設業	3	3	0
陸上貨物運送事業 ^(注3)	4	2	2
ハイヤー・タクシー業	0	2	-2
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	1	-1
商業	2	7	-5
小売業	0	2	-2
保健衛生業	1	1	0
社会福祉施設	1	1	0
接客娯楽業	1	0	1
飲食店	0	0	0
清掃と畜業	4	4	0
ビルメン業	2	1	1
その他の三次産業	8	9	-1
金融業	0	0	0
警備業	5	7	-2
その他(一次産業) ^(注4)	2	1	1
全産業合計	34	46	-12

(注1)左段は令和6年確定値、中段は前年確定値。

(注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。

(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和 6 年 死傷災害発生状況(確定値)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	627	705	-11.1
建設業	1,035	1,099	-5.8
土木工事業	163	189	-13.8
建築工事業	687	698	-1.6
木造家屋建築工事業	44	48	-8.3
その他の建設業	185	212	-12.7
陸上貨物運送事業 ^(注3)	1,068	1,098	-2.7
ハイヤー・タクシー業	412	427	-3.5
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	405	403	0.5
商業	2,119	2,014	5.2
小売業	1,588	1,468	8.2
保健衛生業	1,623	1,722	-5.7
社会福祉施設	1,263	1,331	-5.1
接客娯楽業	1,122	1,096	2.4
飲食店	857	850	0.8
清掃と畜業	1,016	972	4.5
ビルメン業	646	639	1.1
その他の三次産業	1,886	1,778	6.1
金融業	131	106	23.6
警備業	362	369	-1.9
その他(一次産業) ^(注4)	90	80	12.5
全産業合計	11,403	11,394	0.1

(注1)左段は令和6年確定値、中段は前年確定値。

(注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)

(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

令和 7 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

12 人

前年同期

4 人

●令和 7 年 死亡災害発生状況(5 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	2	0	2
建設業	4	1	3
土木工事業	0	0	0
建築工事業	2	0	2
木造家屋建築工事業	0	0	0
その他の建設業	2	1	1
陸上貨物運送事業 ^(注3)	1	1	0
ハイヤー・タクシー業	1	0	1
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	1	0	1
商業	0	0	0
小売業	0	0	0
保健衛生業	0	1	-1
社会福祉施設	0	1	-1
接客娯楽業	1	0	1
飲食店	1	0	1
清掃と畜業	0	0	0
ビルメン業	0	0	0
その他の三次産業	2	0	2
金融業	0	0	0
警備業	1	0	1
その他(一次産業) ^(注4)	0	1	-1
全産業合計	12	4	8

(注 1) 左段は本年 5 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
 (注 2) 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。
 (注 3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
 (注 4) 「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和 7 年 死傷災害発生状況(5 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	204	173	17.9
建設業	278	299	-7.0
土木工事業	39	43	-9.3
建築工事業	170	207	-17.9
木造家屋建築工事業	12	13	-7.7
その他の建設業	69	49	40.8
陸上貨物運送事業 ^(注3)	326	374	-12.8
ハイヤー・タクシー業	126	125	0.8
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	166	160	3.8
商業	611	631	-3.2
小売業	458	471	-2.8
保健衛生業	427	412	3.6
社会福祉施設	306	323	-5.3
接客娯楽業	341	340	0.3
飲食店	250	266	-6.0
清掃と畜業	263	332	-20.8
ビルメン業	192	230	-16.5
その他の三次産業	490	582	-15.8
金融業	29	24	20.8
警備業	122	108	13.0
その他(一次産業) ^(注4)	15	28	-46.4
全産業合計	3,247	3,456	-6.0

(注 1) 左段は本年 5 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
 (注 2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業 4 日以上(※
 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)。
 (注 3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
 (注 4) 「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

講習会名	申込受付	科目	7月	8月	9月	10月
受験準備	衛生管理者(第1種)	センター 学科 4日	14(月)~17(木)		1(月)~4(木)	
		中央支部 学科 3日	15(火)~17(木)		10(水)~12(金)	
	衛生管理者(第2種)	センター 学科 3日	14(月)~16(水)		1(月)~3(水)	
		中央支部 学科 2日	15(火)~16(水)		10(水)~11(木)	
	衛生(特例)	センター 学科 2日	16(水)~17(木)		3(水)~4(木)	
		中央支部 学科 1日	17(木)		12(金)	
衛生管理者	たま研修センタ	学科 2日	29(火)~30(水)			
X線	センター	学科 2日				27(月)~28(火)

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連・各支部のホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 申込受付「たま研修センター」は、多摩各支部にお申し込みください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センターの本館又は別館(江戸川区)です。
- 「中央支部」及び「中央・足立荒川」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による講習は次のとおり。
 - ①雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時にZoomによる配信。
 - ②その他の講習会は城東職業能力開発センターが会場です。
- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。
- たま研修センター(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の無記載講習会場は、たま研修センター(立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階)です。
- たま研修センターの講習について、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただけます。
- 高圧・特別高圧電気、テールゲートリフター特別教育の実技は、原則各事業場で実施していただけます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

■ 会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を kaiho-iken@toukiren.or.jp までお寄せください。 ■

編集後記

東基連が厚生労働省から委託され作成した「外国人労働者の労働災害防止のための表示(イラスト・注意喚起文)」が、厚生労働省のホームページに掲載された。外国人労働者が機械等による危険を視覚・直感的に理解できるイラストと、それらと組み合わせる外国語による注意喚起文。これを事業場内に掲示するなどにより、外国人労働者の労働災害防止対策に取り組むもの。

外国人労働者の安全管理の専門家からなる有識者会議。その会議にイラストレーターの方々にも参加していただき、議論を重ねて作成されたイラスト。更にそのイラストを、外国人労働者の出身国の実情に詳しい通訳の方々に見て頂き細かな修正を加えた。その作成の傍らにいた者の一人として、完成した35枚のイラストと10の言語に訳された17種類の注意喚起文が、災害の発生を防ぐ一助となることを切に願う。

令和6年の外国人労働者の労働災害発生状況は、死亡者数「39人」、休業4日以上死傷者数「6,244人」。1年間の労働者1,000人当たり発生した労働災害発生件数を表す「死傷千人率」。全ての労働者の死傷千人率は「2.3」。外国人労働者は技能実習が「3.91」、特定技能が「3.71」。この数字の差をどう見るか。ある人は「誤解を恐れずに言えば、日本の労働現場は、外国人労働者にとっては危険な作業環境である」と。

全国安全週間が始まった。今年のスローガンは「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」。実施要領では、高齢労働者、外国人労働者等が挙げられ、安全管理の徹底や安全活動の活性化が謳われている。このスローガンは1週間だけのものだろうか。そんなことはない。少なくともこれからの1年間の目指すべき指標であろう。

目標があるから挑戦があり、成長がある。目標が曖昧であれば、力を出せず曖昧な結果で終わってしまうとも。それぞれが現状を分析し、目標を定め、取り組みを進めたい。多様な仲間を守る、誰にとっても危険では無い日本の作業環境であるために。

(小太郎)

講習会名	申込受付	科目	7月	8月	9月	10月			
登録講習等	安全衛生推進者	センター	学科	2日	7(月)~8(火)	27(水)~28(木)	18(木)~19(金)	20(月)~21(火)	
		中央・足立荒川	学科	2日			8(月)~9(火)		
		たま研修センタ	学科	2日					
	衛生推進者	センター	学科	1日	17(木)	4(月)	4(木)	1(水)	
		中央・足立荒川	学科	1日		5(火)			
		たま研修センタ	学科	1日	28(月)	22(金)			
	安全管理者 選任時研修	センター	学科	2日	28(月)~29(火)	18(月)~19(火)	24(水)~25(木)	27(月)~28(火)	
		中央・足立荒川	学科	2日	7(月)~8(火)			6(月)~7(火)	
		たま研修センタ	学科	1,2日				6(月)~7(火)	
特別教育	研削といし (自由研削)	センター	学科・ 実技	1日	28(月)	18(月)	30(火)	21(火)	
		たま研修センタ	学科	1日		26(火)			
	研削といし (機械研削)	たま研修センタ	学科	1日					
	動力プレス機 械金型調整等	たま研修センタ (日野羽村)	学科	1日				26(日)	
	アーク溶接	センター	学科	2日	22(火)~23(水)	27(水)~28(木)	24(水)~25(木)	28(火)~29(水)	
			実技	1日	24(木)	29(金)	26(金)	30(木)	
	高圧・特別高 圧	センター	学科	2日	24(木)~25(金)	25(月)~26(火)	24(水)~25(木)	20(月)~21(火)	
			たま研修センタ	学科	2日	7(月)~8(火)			
	低圧電気	センター	学科	1日	7(月)	4(月)	8(月)	6(月)	
			実技	1日	8(火)／9(水)／10(木)	5(火)／6(水)／7(木)	9(火)／10(水)／11(木)	7(火)／8(水)／9(木)	
	たま研修センタ	学科・ 実技	1日		4(月)				
	高所作業車 (10m未満)	センター	学科・ 実技	1日		25(月)		27(月)	
	粉じん	センター	学科	1日		22(金)			
	テールゲート リフター	センター	学科	1日		22(金)			
	ダイオキシン	センター	学科	1日			30(火)		
	フルハーネス	たま研修センタ	学科・ 実技	1日			25(木)		
	その他	化学物質 管理者講習 (準・1日)	センター	学科	1日	1(火)			1(水)
			中央支部	学科	1日	4(金)			28(火)
			たま研修センタ	学科	1日	25(金)		29(月)	
化学物質 管理者講習 (専門的)		センター	学科	2日			29(月)~30(火)		
保護具着用 管理責任者		センター	学科・ 実技	1日	29(火)	20(水)	29(月)	22(水)	
		中央支部	学科・ 実技	1日				29(水)	
		たま研修センタ	学科・ 実技	1日	24(木)		30(火)		
総括安全衛生 管理者		中央・足立荒川	学科	1日				17(金)	
衛生管理者能 力向上		センター	学科	2日				29(水)~30(木)	
雇入れ時 安全衛生 教育		中央支部	学科	半日					
		たま研修センタ	学科	半日					
		上野・王子・ 足立荒川	学科	半日					
		亀戸・江戸川	学科	1日					
職長教育	センター	学科	2日	30(水)~31(木)	27(水)~28(木)	8(月)~9(火)	16(木)~17(金)		
職長・安全 衛生責任者	たま研修センタ	学科	2日				20(月)~21(火)		
振動工具 (チェーンソ ーを除く)	たま研修センタ	学科	4H						
KYT	センター	学科	1日		22(金)		6(月)		
	たま研修センタ	学科・ 実技	1日	1(火)					
	上野・王子・ 足立荒川	学科	1日						
	亀戸・江戸川	学科	半日						
熱中症予防管 理者研修	中央支部	学科	半日	3(木) ／14(月)					
	たま研修センタ	学科	半日	23(水)					
熱中症予防セ ミナー	上野・王子・ 足立荒川	学科	半日						

法定講習会等開催予定(2025年7月~10月)

東基連では、安全衛生研修センターのほか、たま研修センター及び各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細は、各開催回の案内(リーフレットまたはホームページ(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申し込みは下表の「申込受付」あてお願いいたします。開催会場の略称等につきましては下表欄外(30ページ)をご覧ください。(2025年6月18日現在)

講習会名	申込受付	科目	7月	8月	9月	10月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	2日		16(火)~17(水)	
		試験	1日		26(金)	
床上操作式クレーン	センター	学科	2日	4(月)~5(火)		1(水)~2(木)
		実技	1日	6(水)/7(木)/8(金)		3(金)/6(月)/7(火)
小型移動式クレーン	センター	学科	2日	7(月)~8(火)		1(月)~2(火)
		実技	1日	9(水)/10(木)/11(金)		3(水)/4(木)/5(金)
ガス溶接	センター	学科	1日	16(水)	25(月)	18(木)
		実技	1日	17(木)	26(火)	19(金)
フォークリフト(31時間)	センター	学科	1日	1(火) 29(火)	26(火)	25(木)
		実技	平日	2(水)~4(金) 30(水)31(木)8(金)	27(水)~29(金)	26(金)29(月)30(火)
		土日				11/1(土)2(日)8(土)
	たま研修センタ	学科	1日	3(木)		4(木)
	実技(日野羽村)	3日	6(日)13(日)20(日)		7(日)14(日)21(日)	
フォークリフト(35時間)	たま研修センタ	学科	1.5日		3(水)~4(木)	
	実技(日野羽村)	3日			7(日)14(日)21(日)	
高所作業車(10m以上)	センター	学科	1日	14(月)		8(月)
		実技	1日	15(火)/16(水)/17(木)		9(火)/10(水)/11(木)
玉掛け	センター	学科	2日	22(火)~23(水)	18(月)~19(火)	16(火)~17(水)
		実技	1日	24(木)/25(金)/28(月)	20(水)/21(木)/22(金)	18(木)/19(金)/22(月)
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	たま研修センタ	学科	2日			14(火)~15(水)
	実技(日野羽村)	1日			19(日)/26(日)	
	たま研修センタ	学科	2日			16(木)~17(金)
	実技(日野日野)	1日			19(日)/26(日)	
クレーン(希望者)	たま研修センタ	実技	1日			
	(日野日野)					
木工機械	センター	学科	2日			27(月)~28(火)
	センター	学科	2日		16(火)~17(水)	
プレス機械	たま研修センタ	学科	2日			
	センター	学科	2日	22(火)~23(水)		20(月)~21(火)
乾燥設備	たま研修センタ	学科	2日		28(木)~29(金)	
	センター	学科	2日		4(月)~5(火)	22(水)~23(木)
はい作業	センター	学科	2日	16(水)~17(木)		
	たま研修センタ	学科	2日	14(月)~15(火) 30(水)~31(木)	18(月)~19(火)	1(月)~2(火) 18(木)~19(金)
特化・四アルキル鉛	センター	学科	2日		26(火)~27(水)	
	中央支部	学科	2日			
	たま研修センタ	学科	2日	10(木)~11(金)		10(水)~11(木)
鉛	センター	学科	2日		20(水)~21(木)	
	センター	学科	2日	8(火)~9(水)	5(火)~6(水)	9(火)~10(水)
酸素欠乏・硫化水素	センター	実技	1日	10(木)/11(金)	7(木)/8(金)	11(木)/12(金)
		7(火)~8(水)	9(火)~10(水)	7(火)~8(水)		
	中央支部	学科	2日			2(火)~3(水)
		実技	1日			4(木)
	たま研修センタ	学科	2日			16(火)~17(水)
		実技	1日			18(木)/19(金)
有機溶剤	センター	学科	2日	2(水)~3(木) 16(水)~17(木)	20(水)~21(木) 27(水)~28(木)	3(水)~4(木) 24(水)~25(木)
		1(水)~2(木) 14(火)~15(水)				
	たま研修センタ	学科	2日		5(火)~6(水)	1(水)~2(木)
石綿	センター	学科	2日	2(水)~3(木) 14(月)~15(火)	25(月)~26(火)	1(月)~2(火) 18(木)~19(金)
	中央支部	学科	2日		7(木)~8(金)	22(水)~23(木)
	たま研修センタ	学科	2日			9(木)~10(金)
金属アーク(限定)	センター	学科	1日		26(火)	

技能講習